

経営規模等評価結果通知書
総合評定値通知書

〒862-0926
熊本県熊本市東区保田窪4-10-74

三州建設(株)
神田 舟 殿

熊本県知事 許可 43-001930号
審査基準日 令和01年05月31日

電話番号 096-382-0193
資本金額 75,009
完成工事高/売上高(%) 99.1
行政庁記入欄

許可区分	建設工事の種類	総合評定値(P)	完成工事高		元請完成工事高及び技術職員数						評点(Z)
			3年平均	評点(X1)	元請完成工事高		技術職員数				
					3年平均	一級	(講習受講)	基幹	二級	その他	
特	土木一式	1005	904,037	987	893,921	11	(11)	0	2	1	1065
	プレストレストコンクリート構造物	810	0	397	0						872
	建築一式						()				
	大工						()				
	左官						()				
特	とび・土工・コンクリート						()				
	法面処理						()				
	石						()				
	屋根						()				
	電気						()				
	管						()				
	タイル・れんが・ブロック						()				
	鋼構造物						()				
	鋼橋上部						()				
	鉄筋						()				
特	舗装	908	76,225	683	70,989	11	(11)	0	2	1	981
	しゅんせつ						()				
	板金						()				
	ガラス						()				
	塗装						()				
	防水						()				
	内装仕上						()				
	機械器具設置						()				
	熱絶縁						()				
	電気通信						()				
	造園						()				
	さく井						()				
	建具						()				
	水道施設						()				
	消防施設						()				
	清掃施設						()				
特	解						()				
	その他						()				
	合計		980,262		964,910	11	(11)	0	2	1	

自己資本額及び利益額	数値	点数
自己資本額	323,164	807
利益額	68,499	714
評点(X2)		760

その他の審査項目(社会性等)	数値等	点数
雇用保険加入の有無		有
健康保険加入の有無		有
厚生年金保険加入の有無		有
建設業退職金共済制度加入の有無		有
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無		有
法定外労働災害補償制度加入の有無		有
労働福祉の状況		45
営業年数	51年	
民事再生法又は会社更生法の適用の有無		無
建設業の営業継続の状況		60
防災協定の締結の有無		有
防災活動への貢献の状況		20
営業停止処分の有無		無
指示処分の有無		無
法令遵守の状況		0
監査の受審状況		無
公認会計士等の数	0	
二級登録経理試験合格者の数	2	
建設業の経理の状況		8
研究開発費	0	
研究開発の状況		0
建設機械の所有及びリース台数	4台	
建設機械の保有状況		8
ISO9001の登録の有無		有
ISO14001の登録の有無		無
国際標準化機構が定めた規格による登録の状況		5
若年技術職員の継続的な育成及び確保		非該当
新規若年技術職員の育成及び確保		非該当
若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況		0
評点(W)		1387

(参考)

科目	単独決算	科目	単独決算	経営状況	単独決算	経営状況	単独決算
固定資産	208,045	売上高	1,042,621	純支払利息比率	0.027	自己資本対固定資産比率	155.334
流動負債	264,562	売上総利益	142,642	負債回転期間	3.397	自己資本比率	52.267
固定負債	30,564	受取利息配当金	7	総資本売上総利益率	27.356	営業キャッシュフロー	0.762
利益剰余金	248,154	支払利息	291	売上高経常利益率	5.100	利益剰余金	2,482
自己資本	323,164	経常利益	81,454	評点(Y)			852
総資本(当期)	618,291	営業キャッシュフロー(当期)	208,343				
総資本(前期)	424,552	営業キャッシュフロー(前期)	-55,947				

[金額単位:千円]

●「自己資本額」の欄に「*」がある場合には、自己資本額数値の算出において2期平均を採用した場合の評点または数値。

●「行政庁記入欄」については、当該建設業者の営業に関する事項、経営状況に関する事項で、特記すべきことがあれば適宜記載するものとする。